

令和7年10月1日から 入湯税が変わります

宿泊を伴う利用の方

300円

日帰り利用の方

150円

小学生以下の方

課税免除

利用料金1,000円以下の方

課税免除

※宿泊及び飲食料金を含む



入湯税は主に観光施策や温泉保護に使われます